# ~~無人航空機の飛行に関する許可承認申請書の記載方法について~~ (書面により申請を行う場合)

書面による申請を行う場合の申請書類の具体的な記載方法については、3ページ目以降の【記載方法(様式1~3)】及び13ページ目以降の「(4)別添資料の作成方法」を参照してください。また、申請にあたっては、本文書の最後尾に掲載している「申請書類のチェックリスト」も記入の上、併せて提出をお願いします。

- 1. 申請手続きに必要な書類について
- ① (様式1) 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
- ② (様式2) 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書
- ③ (様式3) 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書
- ※上記①~③は、航空局ホームページの「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書(様式1~3)」から【word 形式】でのダウンロードが可能です。
- ※航空局ホームページの「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に掲載されている講習団体等が当該ホームページに掲載された日以降に発行した技能証明の写しを提出した場合は③及び⑨を省略することができます。省略する場合は、申請書2ページ目の「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」の欄に「様式3」に代えて航空局ホームページに掲載されている講習団体等が発行した技能認証の写しを添付する旨を記載してください。なお、技能証明書等に夜間飛行などの申請事項に対応した技能を有することが明示されていない場合は資料の追加提出を求める場合があります。
- ④ (別添資料1) 飛行の経路の地図
- ⑤ (別添資料2) 無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる設計図又は多方面の写真
- (6) (別添資料3)無人航空機の運用限界及び無人航空機を飛行させる方法が記載された取扱説明書等の該当部分の写し
- ※自作機を趣味目的で飛行させる場合は上記⑥を、飛行させる機体が<u>ホームページ掲載無人航空機</u>に該当する場合は上記⑤及び⑥を省略可能です。<u>ホームページ掲載無人航空機</u>は「資料の一部を省略することができる無人航空機」から確認することができます。

- ⑦ (別添資料4) 無人航空機の追加基準への適合性
- ⑧ (別添資料5) 無人航空機を飛行させる者一覧
- ⑨ (別添資料6) 申請事項に応じた飛行させる者の追加基準への適合性を示した資料
- ⑩ (別添資料7) 飛行マニュアル

# 【申請にあたっての留意事項】

- ・複数の操縦者の飛行申請をとりまとめて行う場合は、それらの申請をとりまとめる者を 代表者として、申請を代行することが可能です。(代行申請:飛行の委託を行っている 者が受託者の飛行をまとめて申請する場合や複数の者が行う飛行をまとめて申請する場 合等が該当します。)
- ・申請にあたっては、<u>飛行予定日の10開庁日前まで</u>に、申請書を不備等がない状態で提出 頂く必要があります。

現在、事前確認として申請書の電子データを無人航空機申請窓口あてに電子メールに て送付頂き、内容を確認させて頂いているところですが、<u>当該確認期間の中には上記の</u> 日数は含まれておりませんので、飛行予定日までに十分に時間的余裕をもって申請書の 電子データをメール送付頂けますよう、ご協力をお願い致します。

- ・複数の機種を飛行させる場合や、複数の場所で飛行させる場合も一つの申請で行うこと が可能です。
- ・申請書電子データの送付先については、「無人航空機の申請窓口」をご確認下さい。
- 2. <u>各申請書類の作成・記載方法について</u> 各申請書類は以下の方法で作成してください。
- (1)無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
- 「① (様式1) 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」を次のページの【記載方法】に従って記載してください。

# 【記載方法】

		年	月 日
無人航空機ℓ	つ飛行に関する許可・	承認申請書	
<ul><li>①</li><li>■ 新</li></ul>	f規  □更新 <sup>※1</sup> □変更	<u>1</u> ※ 2	
○○航空局長(○○空港事務	所長) 殿	2	
,			
	氏名又は名称	朱式会社〇〇〇	
	及び住所無	無人機担当課長 航空	空 太郎
	並びに法人の場合は代表者の氏名	東京都〇〇区〇〇〇	EI
	(連絡先) TEL:03-	-5253-8111 Mail:(	0000.jp

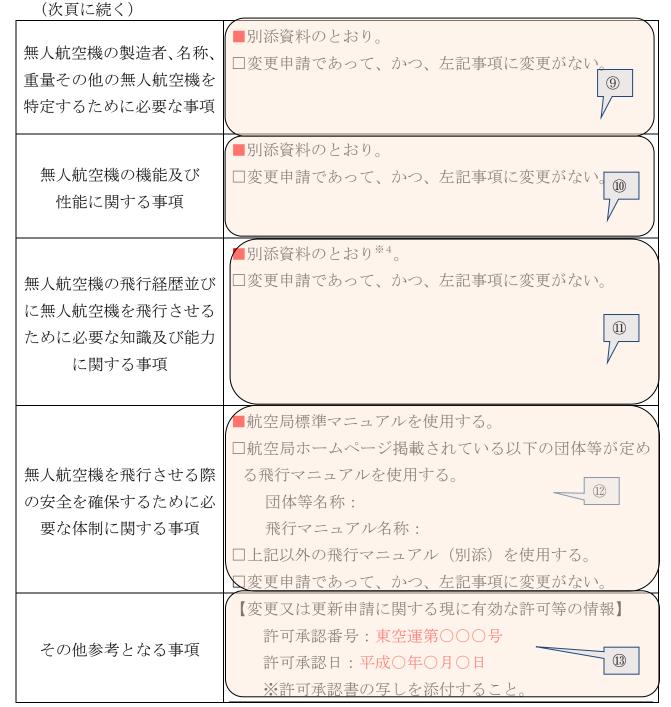
航空法(昭和27年法律第231号)第132条ただし書の規定による許可及び同法第132条の2ただし書の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

Ŧ	&行の目的	<ul><li>業務</li><li>□趣味</li><li>□その他</li></ul>	□測量 □弱□インフラ点格□自然観測	設道取材 環境調査 食・保守 □事故・ジ	□資材	メンテナ 管理	□農林がンス□輸送・	宅配
升	発行の日時		30年5月1日以 31年4月30日	降の許可・	承認を	受けた日		4
飛行の経路**3 ○○県○○市○○町○丁目○番の地表から地表200mまでの単					までの垂	直の経路		
7/4/13 - // 12/21					5	6		
Ŧ	発行の高度	の高度 地表等からの高度 200 m 海抜高度 230 r					230 m	
申請事項及び理中	飛行禁止 空域の飛行 (第 132 条 関係)	面若し 安全を る空域 ■地表又 ■人又は 【飛行禁 マンショ	面、転移表面若し くは外側水平表 確保するために (空港等名称 は水面から 150m 家屋の密集してい 水上空域を飛行させ が上記空域に該 行 口目視象	面の上空の 必要なもの いる地域の せる理由】 から眺望撮 当するため	)空域又() )として[ さの空域 上空 <u>影や進</u> 物	は航空機(国土交通)	の離陸及大臣が告	び着陸の 示で定め <b>⑦</b>
曲 飛行の方法 □人又は物件から 30m以 □催し場所上空の飛行				上の距離が		-	于 物件投	<b>8</b> 下

の2関係)

【第132条の2各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由】 夜間の映像を撮影するため。

(注)氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



(次頁に続く)

【第三者賠償責任保険への加入状況】

■加入している(■対人 ■対物)

保険会社名:○○保険株式会社

商品名:ドローン(ラジコン)保険

補償金額:(対人)1億円 (対物)1億円

□加入していない

【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果(進入表面等の上空、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表等から150m以上の高さの空域等の飛行に限る。)】

その他参考となる事項

考

備

□空港設置管理者等

調整機関名:

調整結果:

13

(14)

■空域を管轄する関係機関

調整機関名:○○航空交通管制部

調整結果:高度○○mまでの飛行について、平成○年○

月〇日に了解を得ている。

【申請書提出状況】

本件と同様の申請を○月○日に○○航空局長にも提出して

いる。

【同時に飛行させる無人航空機の最大機数】 申請空域で同時に飛行させる最大機数は○機である。

【緊急連絡先】

担当者 : 〇〇〇

電話番号:090-○○-△△△

※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。

- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を 特定するために必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経 歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を 飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の 申請。
- ※3 業務上、飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
- ※4 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の 写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証 された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。

# ※各欄(①~⑭)の具体的な記載方法は以下のとおりです。

#### ① 申請書の宛先

申請事項や飛行場所(又は飛行経路を特定しない場合は申請する者の所在地)に応じて「東京航空局長殿」、「大阪航空局長殿」又は「〇〇空港事務所長殿(〇〇には申請先の空港事務所名を記載下さい)」として下さい。(具体的な申請先や管轄等については「無人航空機の飛行に係る申請窓口の移管について(Q&A集)」から確認することができます。

※進入表面等の上空の空域又は地表等から 150m以上の高さの空域における飛行を行う場合には、「○○空港事務所長殿(○○には申請先の空港事務所名を記載下さい)」とし、それ以外の場合には、「東京航空局長殿」又は「大阪航空局長殿」として下さい。

なお、進入表面等の上空の空域における飛行及び夜間飛行を同時に行う場合などは、<u>同一の申請書を2</u>部作成して、空港事務所長と地方航空局長のどちらにも申請が必要となります。

# ② 申請者の氏名等

個人の方の場合は個人名のみ、法人の方の場合は、会社名 $\underline{\text{及び代表者の氏名}}$  (「株式会社 $\bigcirc$  (会社名)  $\triangle$  (役職名)  $\times$  (氏名)」)を記載してください。

連絡先は電話番号及びメールアドレスを記載してください。(メールアドレスはお持ちの方のみで構いません)

# ③ 飛行の目的

該当する項目(複数可)にチェックしてください。なお、該当項目がない場合には、「その他」に記載してください。(空撮や趣味等はあくまで例示として挙げているに過ぎません。また、趣味目的の申請については、飛行場所を特定した個別申請としてください。)

#### ④ 飛行の日時

飛行を予定している日時又は期間及び時間帯を記載して下さい。

天候不良等により飛行日時が変化する場合には、飛行の延期等も考慮した期間を記載してください。なお、期間については原則3か月以内とし、反復して継続的に飛行を行う場合には、1年間を限度として記載可能です。

# ⑤ 飛行の経路

複数の場所で飛行を予定している場合には、全ての飛行場所を記載して下さい。

飛行の経路があらかじめ特定できない場合、例えば、複数の場所を空撮予定ではあるものの、申請時点では空撮場所が定まらない場合には、想定される飛行範囲(都道府県市町村名等)と条件を記載することが可能です。ただし、条件を記載する場合は、「土地の管理者等の了解を得た範囲に限る。飛行マニュアルの基準に適合する場所に限る。」など、飛行経路が特定できないものの、安全面への配慮として、飛行の範囲が必要最小限としていることがわかるように記載して下さい。

※上記⑤について、進入表面等の上空の空域又は地表等から 150m以上の高さの空域における飛行を行う場合には、緯度経度による飛行範囲もあわせて記載して下さい。なお、飛行の経路の地図は(別添資料1)飛行の経路の地図(飛行経路を特定しない包括申請を除く。)として作成してください。

# ⑥ 飛行の高度

飛行の高度の上限を記載して下さい。なお、150m以上の高さの空域を飛行しない場合は、150m未満の範囲で想定される最大の高度を記載ください。

海抜高度については、進入表面等の上空の空域又は地表等から 150m以上の高さの空域 における飛行を行う場合のみ記載(東京・大阪航空局長あての申請の場合は記載不要)し て下さい。

⑦ 申請事項及び理由 (飛行禁止空域の飛行) (該当する場合)

該当する項目全てにチェックしてください。また、当該許可が必要な理由を具体的に記載して下さい。(例:空撮の業務依頼があった地域が〇〇に該当するため、当該業務を実施するために〇〇の許可を受ける必要があるため、等。※〇〇には該当する申請事項が当てはまります。)

⑧ 申請事項及び理由(飛行の方法)(該当する場合)

該当する項目全てにチェックしてください。また、当該承認が必要な理由を具体的に記載して下さい。(例:空撮の業務依頼があったが業務内容が〇〇なため、当該業務を実施するために〇〇の承認を受ける必要があるため、等。※〇〇には該当する申請事項を当てはまります。) 催し場所上空の飛行の申請については、飛行場所を特定した個別申請としてください。)

- ⑨ 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項
- 「別添資料のとおり」にチェックしてください。

※上記は、「(別添資料2) 無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる設計図又は多方面の写真」を作成してください。(ホームページ掲載無人航空機を除く)

- ・変更申請の場合で、かつ、許可等を受けている無人航空機に関する内容から変更がない 場合には、「変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。」にチェックしてくだ さい。また、「(別添資料2) 無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる設計図又は多方 面の写真」の添付は不要です。
- ⑩ 無人航空機の機能及び性能に関する事項
- 「別添資料のとおり」にチェックしてください。

※上記は「(様式2) 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」、「(別添資料3) 無人航空機の運用限界及び無人航空機を飛行させる方法が記載された取扱説明書等の該当部分の写し」、「(別添資料4) 無人航空機の追加基準への適合性」を作成してください。(別添資料3及び別添資料4については、ホームページ掲載無人航空機を除く)

- ・変更申請の場合で、かつ、許可等を受けている無人航空機に関する内容から変更がない 場合には、「変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。」にチェックしてくだ さい。また、「(様式2) 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」、「(別添資 料3) 無人航空機の運用限界及び無人航空機を飛行させる方法が記載された取扱説明 書等の該当部分の写し」、「(別添資料4) 無人航空機の追加基準への適合性」は不要で す。
- ① 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
- 「別添資料のとおり」にチェックしてください。

※上記は「(別添資料 5) 無人航空機を飛行させる者一覧」、「(様式 3) 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」、「(別添資料 6) 申請事項に応じた飛行させる者の追加基準への適合性を示した資料」として作成してください。

※「(様式3) 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」に代えて、航空局ホームページに掲載されている講習団体等が発行した技能認証の写しを添付することが可能です。無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性についても技能認証に明示されている場合は、「(別添資料6)申請事項に応じた飛行させる者の追加基準への適合性を示した資料」の提出は不要です。なお、技能認証の写しを添付する場合において、当該写しは、「発行した団体名」、「操縦者の氏名」、「技能の確認日」、「認証された飛行形態」、「無人航空機の種類」が記載されたものであることに留意してください。

- ・変更申請の場合で、かつ、許可等を受けている無人航空機を飛行させる者に関する内容 から変更がない場合には、「変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。」にチェ ックしてください。また、「(様式3) 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知 識・能力確認書」、「(別添資料6)申請事項に応じた飛行させる者の追加基準への適合性 を示した資料」の添付は不要です。
- ② 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項 無人航空機の点検・整備の方法、無人航空機を飛行させる者の訓練、安全を確保するために必要な方法を定めた飛行マニュアルを作成し、これを遵守する体制であることがわかるように記載してください。

なお、航空局ホームページに掲載している航空局標準飛行マニュアル01又は02を使用する場合は、飛行マニュアルの作成と提出は不要となりますので、飛行経路を特定した申請は航空局標準飛行マニュアル01、飛行経路を特定しない場合は航空局標準飛行マニュアル02を遵守して飛行させることがわかるように記載して下さい。

※上記は「(別添資料7)飛行マニュアル」として作成してください。

- ③ その他参考となる事項
- ・変更申請又は更新申請の場合は、有効な許可等の年月日及び番号を記載して下さい。ま

た、その有効な許可書又は承認書の写しを添付してください。

・進入表面等の上空の空域又は地表等から150m以上の高さの空域における飛行の申請の場合は、申請にあたって空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関と調整を行った結果を記載して下さい。

# (14) 備考

以下の情報及びその他申請に必要な情報を記載して下さい。

- ・事故等発生時における緊急連絡先
- ・(空港事務所にも申請書を提出している場合)空港事務所への申請書の提出時期、受理 状況を記載して下さい。

# (2) 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

「② (様式2) 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」を次のページの【記載方法】に従って記載してください。

# 【記載方法】

(様式2)

# 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

製造者名	○○株式会社	名 称	JCAB-Mujin-type pro 🔪	
重量**1	4, 000g	製造番号等	Mujin-0001	1

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造を行っているかどうかを記載し、「改造してい

る」場合には、	3.0	D項も記載すること	- O				
改造の有無	•	■改造していない	\ /	口改造	造している	(→改造概要及び3.を言	己載)
		改	造	概	要	2	
							ر ا

3. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても 改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

	確認事項	確認結果
	鋭利な突起物のない構造であること (構造上、必要なものを除く。)。	■適 / □否
_	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を	■適 / □否 3
般	有していること。	V
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認で	■適 / □否
	きること。	
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸	
	及び着陸ができること。	■適 / □否/ □該当せず
遠隔	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行	
隔 操	(上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング (回転翼機)、下降	■適 / □否/ □該当せず
作	等) ができること。	
の機	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等	** / D <b>*</b> / D <b>*</b> / D <b>*</b> / D <b>*</b>
体※	な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	■適 / □否/ □該当せず
<b>%</b> 2	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたも	** / D <b>*</b> / D <b>*</b> / D <b>*</b> / D <b>*</b>
	のであること。	■適 / □否/ □該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	■適 / □否/ □該当せず
自	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	■適 / □否/ □該当せず
動操	自動操縦システムにより、安定した飛行(上昇、前後移動、水平方	
縦	向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降等)ができること。	■適 / □否/ □該当せず
の機	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合	
体	発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸	■適 / □否/ □該当せず
<b>%</b> 3	させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

- ※1 最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、確認した際の重量を記載すること。
- ※2 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。
- ※3 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

- ①飛行させる無人航空機に関する事項
  - ・自作機の場合には、製造者名は「自作機」と記載して下さい。
  - ・重量は、最大離陸重量を記載して下さい。(最大離陸重量が設定されていない機体 については、重量で構いません)
- ※ホームページ掲載無人航空機であって改造していない機体は、当該ホームページに掲載されている製造者名・名称・最大離陸重量に従って記載してください。
- ②改造の有無に関する事項 (ホームページ掲載無人航空機のみ)

ホームページ掲載無人航空機に該当する場合は下記のいずれかに「■」マークを入れて 選択してください。

- ・「□改造していない」(※次項の「③確認事項」の選択は不要です。)
- ・「□改造している」
- ※「改造している」を選択した場合は、「改造概要」にどのような改造を行ったのかわかるように記載してください。

# ③確認事項

以下に該当する場合のみ確認事項の「適/否(/該当せず)」のいずれかを全て選択してください。

- ・ホームページ掲載無人航空機に該当し、かつ改造している場合
- ・ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合
- ※遠隔操作を行わない場合には、「遠隔操作の機体」は「該当せず」を選択してください。遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいいます。
- ※自動操縦を行わない場合には、「自動操縦の機体」は「該当せず」を選択してください。自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいいます。
- (3) 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書
- 「③ (様式3) 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」を次のページの【記載方法】に従って記載してください。

# 【記載方法】

(様式3)

(1	`
(1	ノ

# 無人航空機を飛行させる者は関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者

航空 二郎

	確認事項 確認結果				
		確認結果			
飛行経歴 無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。		■適 / □否			
		航空法関係法令に関する知識を有すること。	■適 / □否		
		安全飛行に関する知識を有すること。			
		・飛行ルール(飛行の禁止空域、飛行の方法)			
		・気象に関する知識			
知	識	・無人航空機の安全機能(フェールセーフ機能 等)			
ΛH	hex	・取扱説明書に記載された日常点検項目	■適 / □否		
		・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造			
		及び取扱説明書に記載された日常点検項目	<b>V</b> ®		
		・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制	2		
		・飛行形態に応じた追加基準			
		飛行前に、次に掲げる確認が行えること。			
	_	・周囲の安全確認(第三者の立入の有無、風速・風向等の気象等)	■適 / □否		
	般	・燃料又はバッテリーの残量確認			
		・通信系統及び推進系統の作動確認			
	浩	GPS 等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	■適 / □否		
	遠隔	GPS 等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。			
	操作	・上昇			
		・一定位置、高度を維持したホバリング(回転翼機)			
能	の機	・ホバリング状態から機首の方向を 90゜回転(回転翼機)	■適 / □否		
力	体	・前後移動			
//	<b>※</b> 1	・水平方向の飛行(左右移動又は左右旋回)			
	1	・下降			
	自動				
		自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	■適 / □否		
	1動操縦				
	※ 2 が 2 の				
	機	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられ	■適 / □否		
	体	るよう、適切に操作介入ができること。			
V 1			て吸燃の場所を行ること		

- ※1 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。
- ※2 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

- ①飛行させる者について
- ・無人航空機を飛行させる者の氏名を記載して下さい。

#### ②確認結果について

- ・遠隔操作を行う場合には「遠隔操作の機体」の欄に、自動操縦を行う場合には「自動操縦の機体」の欄に、「適」・「否」のいずれかを選択して下さい。飛行させる無人航空機に自動操縦システムが装備されていないなど「適」・「否」のいずれにも該当しない場合は当該欄の選択は不要ですが、遠隔操作及び自動操縦ともに行う場合は、すべての確認結果について選択して下さい。
- ※「遠隔操作」とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいいます。
- │※「自動操縦」とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいいます。
  - (4) 別添資料の作成方法

(別添資料1)飛行の経路の地図(飛行経路を特定しない包括申請を除く。)

以下の地図を添付して下さい。

- ・周囲の状況が確認できる広域図
- ・飛行の経路の詳細が分かる詳細図
- ・催し場所上空の飛行については、飛行エリア、立入禁止区画、観客等第三者のエリア、 補助者(※配置数や配置場所がわかるように)を図示して下さい。また、立入禁止区域 については、飛行高度に応じた飛行範囲の外周からの距離を図面内に明示してくださ い。

(別添資料 2) 無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる設計図又は多方面の写真(ホームページ掲載無人航空機を除く。)

使用する機体及び操縦装置の全てについて、以下の情報を記載して下さい。

- ・無人航空機の製造者名、名称、重量、最大離陸重量(最大離陸重量については設定されているもののみ)
- ・ 操縦装置の製造者名及び名称
- ・機体を識別することが可能な製造番号(自作機の場合は機体に明示した識別番号を記載すること。)
- ・無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる設計図又は多方面の写真

(別添資料3)無人航空機の運用限界及び無人航空機を飛行させる方法が記載された取扱 説明書等の該当部分の写し(ホームページ掲載無人航空機、自作機を趣味で飛行させる 場合を除く。)

無人航空機の運用限界

無人航空機の最高速度・最高到達高度・電波到達距離・飛行可能風速・最大搭載可能重量・最大使用可能時間等を記載して下さい。記載にあたっては、無人航空機の製造者が発行した取扱説明書等に基づいて記載して下さい。自作機や取扱説明書等の準拠資料が

ない場合は、これまでの飛行で得られた経験値を記載することも可能です。

・無人航空機を飛行させる方法

無人航空機の操作方法(送信機の操作方法)、無人航空機の点検・整備の方法が記載された取扱説明書等の該当部分の写しを提出してください。

# (別添資料4) 無人航空機の追加基準への適合性

下欄に記載されている申請事項に対応する必要な追加基準について、どのように当該追加基準を満たしているか写真等を添付するなどしてわかるように記載してください。

# 【第三者上空を飛行しない場合】(※)

申請事項	必要な追加基準
進入表面等の上空の空域、航空機の離陸 及び着陸の安全を確保するために必要 なものとし国土交通大臣が告示で定め る空域における飛行	航空機からの視認をできるだけ容易にするため、灯火を装備すること又は飛行時に機体を認識しやすい塗色を行うこと。
地表又は水面から 150m以上の高さの空 域における飛行	航空機からの視認をできるだけ容易にするため、灯火を装備すること又は飛行時に機体を認識しやすい塗色を行う こと。
人又は家屋の密集している地域の上空 における飛行	第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有 すること。
夜間飛行	無人航空機の姿勢及び方向が正確に視認できるよう灯火 を有していること。ただし、無人航空機の飛行範囲が照明 等で十分照らされている場合はこの限りでない。
目視外飛行	・自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。 ・地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できること(不具合発生時に不時着した場合を含む。)。
日がピクトルに行う	・電波断絶等の不具合発生時に危機回避機能(自動帰還機能、電波が復帰するまで空中で位置を維持する機能等のフェールセーフ機能)が正常に作動すること。
地上又は水上の人又は物件との間に 30 mの距離を保てない飛行	第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有 すること。
多数の者の集合する催し場所の上空に	・第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。
おける飛行を行う場合	・飛行が想定される運用により、10回以上の離陸及び着陸を含め3時間以上の飛行実績を有すること。
危険物の輸送	危険物の輸送に適した装備が備えられていること。

不用意に物件を投下する機構でないこと。

#### 物件投下

※第三者上空を飛行する場合には、通常よりも厳しい基準が適用されます。詳細については、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領(本文)」のP. 15以降を参照ください。

# (別添資料5)無人航空機を飛行させる者一覧

無人航空機を飛行させようとする者の氏名、住所、飛行させることができる無人航空機の名称を記載してください。この一覧に記載されている情報を基に許可承認書が発行されますので、氏名等に誤記がないかご確認の上で作成して下さい。

# (別添資料6)申請事項に応じた飛行させる者の追加基準への適合性を示した資料

審査要領で求められている実機での飛行経験が10時間以上であることがわかるように記載してください。また申請事項(夜間飛行・目視外飛行・物件投下)に応じた飛行実績や訓練実績を有していることがわかるように記載してください。

# (別添資料7)飛行マニュアル

審査要領で求められている以下の事項を記載してください。また、以下の事項の他、申請事項や申請内容に応じた安全対策を追加してください。

なお、航空局ホームページに掲載している飛行経路を特定した申請に適用する「航空局標準マニュアル01」、飛行経路を特定しない申請に適用する「航空局標準飛行マニュアル02」を使用する場合には、飛行マニュアルを作成する必要はなく、申請手続きの際の提出も不要となります。

#### ①無人航空機の点検・整備の方法

- a)機体の点検・整備の方法 記載内容の例としては、以下のとおり。
  - ・定期的又は日常的な点検・整備の項目
  - ・ 点検・整備の時期

笁

- b)機体の点検・整備の記録の作成方法 記載内容の例としては、以下のとおり。
  - ・点検・整備記録の作成手順
  - ・点検・整備記録の様式

等

# ②無人航空機を飛行させる者の訓練

- a) 知識及び能力を習得するための訓練方法 記載内容の例としては、以下のとおり。
  - ・業務のために、無人航空機を飛行させるために適切な能力を有しているか どうかを確認するための方法 等
- b) 能力を維持させるための方法 記載内容の例としては、以下のとおり。

等

- c) 飛行記録(訓練も含む。)の作成方法 記載内容の例としては、以下のとおり。
  - ・飛行記録の作成手順
  - ・飛行記録の様式
  - ・記録の管理方法

築

- d)無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項
  - ・第三者に対する危害を防止するため、第三者の上空で無人航空機を飛行させ ないこと。
  - ・飛行前に、気象(仕様上設定された飛行可能な風速等)、機体の状況及び飛行 経路について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。
  - ・取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全 に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時 に飛行を中止すること。
  - ・多数の者が集合する場所の上空を飛行することが判明した場合には即時飛行を中止すること。ただし、催し場所上空の飛行と同様の安全上の措置を講じている場合は、この限りではない。
  - 衝突や後方乱気流による影響等を避けるため、航空機には接近しないこと。
  - ・酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないお それがある間は、飛行させないこと。
  - ・飛行目的によりやむを得ない場合を除き、飛行の危険を生じるおそれがある 区域の上空での飛行は行わないこと。
  - ・不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。
  - ・物件のつり下げ又は曳航は行わないこと。業務上の理由等によりやむを得ず これらの行為を行う場合には、必要な安全上の措置を講じること。
  - ・無人航空機の飛行の安全を確保するため、製造事業者が定める取扱説明書に 従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成す ること。ただし、点検・整備記録の作成について、趣味目的の場合は、この 限りでない。
  - ・無人航空機を飛行させる際は、次に掲げる飛行に関する事項を記録すること。ただし、趣味目的の場合は、この限りでない。
    - i) 飛行年月日
    - i)無人航空機を飛行させる者の氏名
    - iii) 無人航空機の名称
    - iv) 飛行の概要(飛行目的及び内容)
    - v)離陸場所及び離陸時刻
    - vi) 着陸場所及び着陸時刻
    - vii)飛行時間
    - viii)無人航空機の飛行の安全に影響のあった事項(ヒヤリ・ハット等)

- ix)無人航空機を飛行させる者の署名
- ・無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体 の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、次に掲げ る事項を速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課、地 方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告すること。なお、夜間等の執 務時間外における報告については、24 時間運用されている最寄りの空港事務 所に電話で連絡を行うこと。
  - i)無人航空機の飛行に係る許可等の年月日及び番号
  - ii) 無人航空機を飛行させた者の氏名
  - iii) 事故等の発生した日時及び場所
  - iv) 無人航空機の名称
  - v) 無人航空機の事故等の概要
  - vi) その他参考となる事項
- ・無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体 の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案の非常時の対応及び連絡体制が あらかじめ設定されていること。
- ・飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書又は承認書の原本又は写し を携行すること。ただし、口頭により許可等を受け、まだ許可書又は承認書 の交付を受けていない場合は、この限りでない。なお、この場合であっても、 許可等を受けた飛行であるかどうかを行政機関から問われた際に許可等の年 月日及び番号を回答できるようにしておくこと。
- ③無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制
  - a) 飛行前の安全確認の方法

記載内容の例としては、以下のとおり。

- ・ 気象状況の確認項目及び手順
- ・機体の状態の確認項目及び手順

箬

- b) 無人航空機を飛行させる際の安全管理体制 記載内容の例としては、以下のとおり。
  - ・安全飛行管理者の選定
  - ・飛行形態に応じた補助者の役割分担及び配置数
  - ・補助者の選定方法
  - ・緊急時の連絡体制

箬

- c)無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の 紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案といった非常時の対応及び連絡体制 記載内容の例としては、以下のとおり。
  - ・非常時の連絡体制
  - ・最寄りの警察及び消防機関の連絡先
  - ・報告を行う空港事務所の連絡先

等

# 許可・承認申請書チェックリスト

# 【様式1関連】 □ 飛行の経路について、地図を添付しているか。 □ 飛行の経路が特定されない場合には、飛行が想定される範囲のうち、**飛行が想定される都道府県名や** 飛行場所の条件を記載しているか。 □ 無人航空機の製造者名、名称、重量を記載しているか。 □ 操縦装置の製造者名及び名称を記載しているか。 □ 無人航空機および操縦装置の仕様が分かる設計図又は多方面の写真を添付しているか。 【様式2及び無人航空機の機能・性能関連】 □ 無人航空機の機能・性能について、審査要領の様式2(無人航空機の機能・性能に関する基準適合確 認書)を作成し、添付しているか。 □ 無人航空機の運用限界および無人航空機を飛行させる方法(点検・整備を含む。)が記載された取扱説 明書等の該当部分の写し(自作機であって趣味目的のものを除く。)を添付しているか。 □ (最大離陸重量 25kg 未満の場合)無人航空機の機能・性能について、審査要領5. に掲げる基準への 適合性を示す資料(無人航空機の追加基準への適合性)を作成し、添付しているか。 □ (最大離陸重量 25kg 以上の場合)無人航空機の機能・性能について、審査要領4-1-2および5.に 掲げる基準への適合性を示す資料を作成し、添付しているか。 【様式3及び無人航空機を飛行させる者の技量関連】 □ 無人航空機を飛行させる者について、**審査要領の様式3(無人航空機を飛行させる者に関する飛行経** 歴・知識・能力)を作成し、添付しているか。 □ 無人航空機を飛行させる者について、**審査要領5. に掲げる基準への適合性を示す資料(無人航空機**

# 【飛行マニュアル関連】

※航空局標準飛行マニュアル01又は02を使用する旨を申請書様式1の「安全を確保するために必要な 体制にかかる事項」の欄に記載している場合は、本項目の口にチェックは不要です。

**を飛行させる者の追加基準への適合性**)を作成し、添付しているか。

- □ 安全を確保するために必要な体制について、<u>審査要領4-3-2に基づき、飛行マニュアル</u>を作成し、添付しているか。
- □ 飛行マニュアルには、無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項(4-3-2(2)d))として審査要領4-3-1の事項、及び無人航空機を飛行させる際の安全管理体制(4-3-2(3)b))として審査要領5. に掲げる安全を確保するために必要な体制にかかる事項が規定されているか。